

(記載の手引)

1. この申告書は、市内に法人を設立し、又は事務所、事業所若しくは寮等（以下「事務所等」といいます。）を新設又は廃止した場合に、栄市税事務所長に1通提出してください。
2. 申告の内容に応じ、不要の文字を抹消してください。
3. ※印の欄は、記載しないでください。
4. 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地を記載し、市内の事務所等が支店等の場合は主たる事務所等の所在地も併記してください。
5. 「法人の代表者」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者を記載してください。
6. 「経理責任者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の経理の責任者を記載してください。
7. 「資本金の額又は出資金の額」、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」及び「資本金等の額」の各欄は、この申告書の作成時における金額を記載してください。
なお、「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいい、無償増資・無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額となります。
8. 「設立・新設（移転）」における「設立・新設（移転）した」項目内の「名称（屋号）」の欄は、法人課税信託の信託事務のみを行う事務所又は事業所についてこの申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を記載してください。また、法人課税信託の信託事務及びそれ以外の事務を併せて行う事務所又は事業所についてこの申告書を提出する場合には、備考欄に当該法人課税信託の名称を記載してください。
9. 「設立・新設（移転）」における「市内の全従業者数」の欄は、この申告書の作成時における市内の従業者数の合計を記載し、「設立・新設（移転）した」及び「廃止」における事業所床面積及び従業者数の記載欄は、この申告書に記載の事務所等の事業所床面積及び従業者数を記載してください。
10. 「廃止」における「名称」の欄は、法人課税信託の信託事務のみを行う事務所又は事業所についてこの申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を記載してください。また、法人課税信託の信託事務及びそれ以外の事務を併せて行う事務所又は事業所についてこの申告書を提出する場合には、備考欄に当該法人課税信託の名称を記載してください。
11. 「一般社団・財団法人の場合」の欄は、一般社団法人又は一般財団法人の場合に、該当する□にレ印を付してください。「非営利型法人」とは法人税法第2条第9号の2に、「普通法人」とは同条第9号に規定する法人をいいます。
12. 「公益法人等の場合」の欄は、地方税法第294条第7項に規定する公益法人等の場合に、該当する□にレ印を付してください。収益事業とは、地方税法施行令第7条の4に規定する収益事業をいいます。
13. 「法人税における通算承認の有無」の欄は、該当する□にレ印を付してください。
14. 「通算親法人・子法人の区分」の欄は、「法人税における通算承認の有無」の欄が「有」の場合に記載し、該当する□にレ印を付してください。
15. 「法人税の確定申告期限の延長の有無」の欄は、法人税法第75条の2第1項の規定による確定申告書の提出期限の延長の有無について、該当する□にレ印を付し、「有」の場合はその延長月数を記載してください。
16. 「通算制度における法人税の確定申告期限の延長の有無」の欄は「法人税における通算承認の有無」の欄が「有」の場合に記載し、法人税法第75条の2第1項及び第11項の規定による通算法人の確定申告書の提出期限の延長の有無について、該当する□にレ印を付し、「有」の場合はその延長月数を記載してください。

(事業所税のお知らせ)

名古屋市を含む政令指定都市及び人口30万人以上の市等では、都市環境の整備や改善に要する費用に充てるための目的税として事業所税が課税されますので、下表のとおり事業所税のあらましをご案内します。

※名古屋市では、事業所税に関する事務を栄市税事務所で行っています。

	資 産 割	従 業 者 割
納税義務者	市内において事業をおこなっている方	
免税点	市内の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下 ※法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日現在で判定します。	市内の従業者数の合計が 100人以下
課税標準と税率	市内の事業所床面積 (m ²) × 600円 (税率)	市内の従業者給与総額 (円) × 0.25% (税率)
申告納付期限	法人の場合：事業年度終了後 2か月以内 個人の場合：翌年 3月15日	

(注) 名古屋市では、市内の事業所床面積事業所床面積の合計が **800 m²以上 1,000 m²以下**又は市内の従業者数の合計が **80人以上 100人以下**の方は、課税になりませんが申告書のみ提出していただきます。

- この申告書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この申告書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。(8.5)